

空き家バンク利用者向け

空き家

仲介手数料

補助金

雲仙市空き家活用
促進奨励補助金

空き家の売却・賃貸を希望する所有者と、購入・賃貸を希望する利用者を繋ぐ「空き家バンク制度」の登録促進のため、賃貸または売買の契約時にかかった仲介手数料に対して補助金を交付します。

支払い後90日以内に申請を！

仲介手数料の領収書の日付が申請日の90日以上前の場合は対象外です。

対象・条件

- 空き家バンク利用希望登録をしている
 - 不動産業者を仲介に入れて契約した
 - 空き家を住所地として生活の本拠とする
 - 住所地の市区町村税に滞納がない
 - 仲介手数料の支払いから90日以内
 - 過去にこの補助金を受けたことがない
- ※住宅部分のみ対象であり、事業の用に供する部分は対象外

補助金額

対象経費
上限

10万円

(交付対象者につき1回限り)



「空き家仲介手数料補助金」
概要や申請書類については
こちらのHPをご覧ください。

オンライン申請もできます

空き家バンクで 家を探そう

雲仙市空き家バンクでは、随時市内の空き家をご紹介します。ぜひご利用ください。

雲仙市空き家バンク物件ページ▶



申請手順

① 交付申請

[提出書類]

- (1) 仲介手数料補助金交付申請書(様式第9号)
- (2) 売買契約又は賃貸契約の契約書の写し
- (3) 仲介手数料の算定根拠が分かる見積書の写し
- (4) 仲介手数料の領収書の写し
- (5) 雲仙市空き家活用促進奨励補助金の交付に係る調査承諾書
- (6) 前住所地の市区町村税※の滞納がない証明書
※市県民/軽自動車/固定資産/国民健康保険の4税
(転入直後で雲仙市税が課税されていない場合)

② 交付決定・交付請求

[提出書類]

- (1) 空き家活用促進奨励補助金交付請求書
- (2) 口座振替依頼書
- (3) 振込口座の通帳の写し

③ 補助金の交付

空き家バンク物件の内見や補助金の申請には

利用希望登録が必要です

掲載物件の内見や、成約後の補助金申請のためには、賃貸・売買契約前の「空き家バンク利用希望登録」をお願いしております。



利用希望登録方法等についてはこちら▲

問い合わせ先

雲仙市役所 地域づくり推進課 移住・定住・婚活推進班

0957-47-7805

E-mail: tiiki-suishin@city.unzen.lg.jp